

岡山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）

感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 Q & A

岡山県保健福祉部

<令和2年8月21日版>

☆追加・修正

<問い合わせ先>

岡山県保健福祉部保健福祉課

医療・福祉従事者等支援班

TEL:086-226-7965(平日 9:00~17:00)

1 対象経費について

（問１）対象期間「４月１日以降」に「かかり増しが発生した」とは、「発注」、「納品」、「支払い」のいずれ時期と解釈すべきか。

（答）４月１日以降に購入（発注）したものが対象となります。

（問２）対象経費の対象期間は令和２年４月１日～令和３年３月３１日と考え、交付決定前の支出や今後、購入を見込む衛生用品を補助対象としてよいのか。

（答）

- そのとおりです。４月１日の経費から対象となり、購入を見込むものについても対象となります。
- 見込額で概算交付申請できます。

（問３）衛生用品等の感染症対策に要する物品購入とあるが、空気清浄機や体温計も対象に含まれるか。

（答）含まれます。

（問４）多機能型簡易居室の整備は、事務所等のリースという形態に限られるのか。

（答）

- プレハブ等の工事整備等も対象となります。
- なお、内装関係（家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等）も必要な場合は補助対象です。

（問５）タブレット等 ICT 機器の購入又はリース費用について

- ①オンライン面会に活用するタブレット端末の購入は対象となるか。
- ②併せて wi-fi 整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象となるか。

（答）①②ともに対象です。

（問６）k「タブレット等の ICT 機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）」とあるが、オンライン面会等の導入にあたり W i - F i 環境を整備した場合は、回線引込工事費等の当初費用は対象となるが、プロバイダ使用料等の月々の使用料は対象外という理解でよいのか。

（答）そのとおりです。

（問７）リース費用のリース期限は最大令和３年３月末となるのか。

（答）そのとおりです。

（問８）かかり増し経費のうち、「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」とあるが、「増員」とはいつと比較して増員か。

（答）４／１以降、例えば、新型コロナへの対応で、空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人件費を想定しています。

（問９）「g 感染防止のための増員…」とあるが増員される職種は特に限定されていないのか。例えば、感染防止のために利用者からの事務・相談対応等にあたる職員や、施設内の清掃職員なども対象となるのか。

（答）そのとおりです。職種に制限はありません。

（問１０）コロナウイルス感染症の第２波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期と重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものについて、当該補助の対象としてよいか。

（答）差し支えありません。

（問１１）自転車やタブレット等のＩＣＴ機器の購入又はリース費用について、在宅サービス事業所の環境整備の助成事業の両方で申請してもいいか。

（答）支援事業は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、環境整備は３つの密を避けるための環境整備として、事業の目的に合致していれば、それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。

（問１２）「k タブレット等のＩＣＴ機器の購入費又はリース費用」とあるが、オンライン面会に活用するためのタブレット端末だけでなく、感染症対策への業務負担が増えている現状を踏まえ、感染症対策を徹底する業務時間を確保する目的として、職員の負担軽減や業務効率化を図るためのＩＣＴ機器や介護ロボットの導入費用は認められるか。

（答）それらの導入が、感染症対策に寄与するものと判断できれば認められます。

（問１３）サービス継続支援事業と対象経費が重複するようにも思えるが、どのように使い分けをするのか。

（答）○１次補正と２次補正の対象経費は重複するものがあるが、それぞれ目的が異なり、例えば１次補正は新型コロナが発生した施設等を対象とするものです。

○各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと思います。

（問１２）一次補正の「サービス継続支援事業」では、危険手当的な手当も対象とされたが、本事業においては対象外という考えでよいか

（答）職員の（割増）賃金、手当は、対象外となります。

（問１３）実施要綱に「介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。」と記載されているが、他の補助金における事業所の自己負担部分にこの事業の補助を充てることが出来ないという理解でよろしいか。

（例）他の補助金で衛生用品を購入し２分の１の補助を受けている場合に、自己負担部分の残り２分の１に本事業の補助を充てることが可能か。

（答）原則他の補助金で補助を受けている場合の自己負担部分に本事業を充てることが出来ない。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として同目的を達成するために措置されている「介護サービス継続支援事業」及び「在宅サービス事業再開支援事業」は併用して差し支えない取扱としている。

2 対象事業所・施設について

（問１）令和２年４月１日以降に休止、廃止した事業所も対象となるか。

（答）○交付決定時点で廃止している事業所は補助の対象外です。

○現に休止しているが、１月１５日以降に請求実績があるものは補助対象です。

（問２）訪問看護、訪問リハビリテーション等医療みなし指定の事業所である場合、令和２年４月１日以降に介護報酬の請求がないなど、介護サービスの提供実績がない場合は、支援対象外か。

（答）介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、１月１５日以降に請求実績があるものは補助対象となります。

（問３）

①いつまでに事業開始した施設等が支援の対象でしょうか。

②事業開始が１０月１日の場合、９月中に購入したマスクや車であっても、感染症対策のためのかかり増しと認められれば、補助対象となりますか。

（答）①令和２年度内に開始した事業所まで対象となります。

②新規開設の場合は、事業開始前に、新型コロナへの対応を踏まえた準備を行うことが想定されるため、当該費用も対象となります。ただし、サービス開始後に申請してください。

（問４）養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホームについて、（介護予防）特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合でも、支援の対象としてよいか。

（答）○そのとおりです。

○特定施設入居者介護等の指定のないサービス付き高齢者住宅も対象です。

3 上限額について

（問１）例えば、ひとつの事業所において、訪問看護、訪問リハ及び通所リハを行っていた場合、サービス種別ごとに上限額（通所リハ分 939 千円＋訪問看護分 518 千円＋訪問リハ分 227 千円＝1684 千円）まで申請・交付できるということか。

（答）そのとおりです。それぞれ発生したかかり増し経費を支援します。

（問２）特別養護老人ホーム等施設の場合、補助上限額が「単価×定員数」となっていますが、定員数に制限はありますか。

（答）

- 定員数の制限はありません。
- また、サービス付き高齢者住宅等においては特定施設入居者介護の定員数のみではなく、登録されている定員数の合計となります。
- 「申請を行う日」の定員数を用いてください。

☆（問３）空床利用の短期入所生活介護（療養介護）は、上限額をどのように計算するのか。

（答）

- 前年度の一月あたりの平均利用者数（小数点以下切り上げ）を定員とし、単価を乗じてください。
- 4.35 名の場合は 5 名です。